

内閣府告示第二百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第二百四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十六年十二月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画の変更を認定した日 平成十六年十二月一日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 常陸太田市
- 三 構造改革特別区域の名称 常陸太田市金砂郷幼保一体的運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 常陸太田市の区域の一部（旧金砂郷町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 変更後において実施し又はその実施を促進することのできる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。) 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業(八〇七)、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業(九一四)及び公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(九二〇)